議案第141号

北上市再生可能エネルギー活用基金条例の一部を改正する条例

北上市再生可能エネルギー活用基金条例(平成27年北上市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(積立)	(積立)
第2条 毎年度基金として積み立てる額は、北上市電気事業特	第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出
別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。	予算及び北上市電気事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算
	」という。)で定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 髙 橋 敏 彦

提案理由

基金として積み立てる額を定める予算に、一般会計を加えようとするものである。